

亀岡市新資料館構想策定委員会設置要綱

（目的）

第1条 第4次亀岡市総合計画に掲げる新資料館構想の策定にあたり、地域にとって望ましい新資料館の実現に向けて、幅広く意見を集約し検討するため、亀岡市新資料館構想策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 策定委員会は、次の事項について協議及び調整を行うものとする。

- 1) 新資料館構想の策定に関すること。
- 2) その他策定委員会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

（組織）

第3条 策定委員会は、委員14人以内をもって組織し、学識経験者、関係団体の代表者その他住民のうちから、教育長が委嘱する。

（任期）

第4条 委員の任期は、2年以内で教育長が定める期間とする。

（委員長及び副委員長）

第5条 策定委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、策定委員会を総理し、策定委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 策定委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 策定委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 策定委員会において議決すべき案件があるときは、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。
- 4 策定委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、会議に出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

（庶務）

第7条 策定委員会の庶務は、教育部文化資料館において行う。

（補則）

第8条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営について必要な事項は、委員長が策定委員会に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年7月1日から実施する。
- 2 第3条の規定による委員の委嘱後最初に開かれる策定委員会は、第6条第1項の規定にかかわらず、教育長が招集する。